稲敷市新利根総合運動公園体育館改修ＥＳＣＯ事業業務委託　基本方針

１ 募集の趣旨及び業務の概要

　　本市は、新利根総合運動公園体育館について、照明のLED化・空調設備の新規設置・

特定天井の撤去・暗幕の老朽化による交換業務を実施するに当たり、ESCO事業を活用する事により、改修工事費等の削減を図ると共に、省エネルギー化の促進を進め、光熱水費等の削減効果を計測・検証するものである。

以上のことから、民間事業者から本業務に関する提案を募集し、審査・選定を行い、業務委託契約を締結するものとする。

1. 業務名

稲敷市新利根総合運動公園体育館改修ＥＳＣＯ事業

1. 業務の内容
   1. 照明設備のLED化更新
   2. 空調設備の新規設置
   3. 特定天井の撤去
   4. 暗幕の更新

※別添「稲敷市新利根総合運動公園体育館改修ＥＳＣＯ事業業務委託仕様書」参照

1. 契約期間

契約締結日の翌日から令和１１年３月３１日まで

1. 履行場所

稲敷市新利根総合運動公園体育館

茨城県稲敷市伊佐津3170

1. 予算額
   1. 改修工事等サービスに係る委託料

　１４５，７８３，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

* 1. 検証等サービスに係る委託料

３９６，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

２ プロポーザル応募の条件

1. 応募要件について
2. 本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者あるいはグループ　（複数の事業者の共同体）とします。
3. グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を 1 者選定し、その代表者が

本市との対応窓口となり、本事業の遂行の責を負うものとします。

1. 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし各々の役割分担を明確にしてく

ださい。

1. 応募者は、応募を含むそれ以降の本事業提案に係る諸手続及び契約等に関わる諸

手続を行います。

(2) 応募者の役割について

応募者は、次の役割を全て担います。

1. 事業役割…本市の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、本事業遂行の責を負うこと。
2. 設計役割…設計・計画・監理に関する業務を実施すること。
3. 施工役割…施工に関する業務を実施すること。
4. その他役割…上記①～③以外で本事業の遂行に必要な業務を実施すること。

(3) 応募者の資格について

　　 　応募者の資格要件は次のとおりとします。なおグループの場合、グループとして

　　これらの要件を満たすこととします。

1. 参加表明時に提出する書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
2. ＥＳＣＯ事業の活用によりコスト削減効果及び省エネルギー量の効果検証手法を提案できる者で、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。
3. 事業役割を担う者は、省エネルギー保証を伴うＥＳＣＯ事業の事業役割での実績

が２件以上あること。

1. 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築工事一式に係る特定建設業の許可を受けていること。

⑤設計及び施工監理を担う者は、各業務内容に該当する資格、免許を有する者を配

　置すること。

(4) 応募者の制限について

　　次に掲げる者は、応募者となることができません。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
2. 本実施要領の配布の日から本事業提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けている者。
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者。
4. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
5. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下、「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。）第30条第1項及び第2 項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下、｢更正手続開始の申し立て｣という。)をしている者又は申し立てをなされている者。

ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があった場合にあたっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続の申し立てをなされなかった者とみなします。

1. 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
2. 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
3. 直近１年間の国税、都道府県税、市町村税を滞納している者。

３　プロポーザル実施の日程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | | 日 時 |
| 実施要領等の公表 | | 令和７年５月３０日（金） |
| 実施要領等の配布期間 | | 令和７年５月３０日（金）～６月６日（金） |
| 参加表明書・ウォークスルー調査参加申込書の提出 | | 令和７年６月１３日（金）午後5時まで |
| 応募者資格確認結果、提案要請・ウォークスルー調査の通知 | | 令和７年６月２０日（金） |
| ウォークスルー調査 | | 令和７年６月２６日（木）～２７日（金） |
| ウォークスルー調査に係る質問の受付・回答 | 受付 | 令和７年６月３０日（月）から  令和７年７月７日（月）まで |
| 回答 | 令和７年７月１６日（水）まで |
| 提案書類の提出 | | 令和７年７月２５日（金）から  令和７年８月８日（金）午後5時まで |
| 審査（プレゼンテーション） | | 令和７年８月２２日（金） |
| 審査結果の通知 | | 令和７年９月4日（木） |

※日程は市の都合により変更することもありますので、予めご了承ください。

４　参加表明書提出時に提出するもの

1. 提出書類及び提出部数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 部数 | 備 考 |
| ① 参加表明書 | 正本１部 | 様式① |
| ② 事業者概要 | 正本１部 | 様式② |
| ③ グループ構成表 | 正本１部 | 様式③  (単独事業者の場合は不要) |
| ④ ＥＳＣＯ関連事業実績一覧表 | 正本１部 | 様式④ |
| 1. ウォークスルー調査参加申込書 | 正本１部 | 様式⑤ |

（2）提出方法

「１３　担当部署」へ提出日時を連絡し、持参してください。

（3）提出期限

令和７年６月１３日（金）午後５時まで

５　参加者の資格確認

提出された参加表明書等を審査し、「２ プロポーザル応募の条件」に沿って確認

し、選定・非選定結果・提案要請（提案要請番号を記載）とウォークスルー調査日程を合わせて通知します。

（令和７年６月２０日（金）に郵送で通知予定）

６　配付資料

次の各号に掲げる内容を記載した資料を、応募者への提案要請の通知に同封して郵送します。

* + 1. 既設照明器具の概数
    2. 照明器具の使用時間
    3. 年間電力消費量及び電気料金（令和６年度分）
    4. 稲敷市新利根総合運動公園体育館平面図

７　ウォークスルー調査に係る質問の受付、回答

質問書（様式⑥）を電子メールで「１３　担当部署」まで送付して下さい。全ての参加表明事業者に対して、電子メールで令和７年7月16日までに回答します。

　　※ウォークスルー調査（令和７年６月26日及び27日を予定）

８　プロポーザル参加の応募者資格確認の結果により、提案要請の通知を受けた事業者が

提出するもの

（ア）提案書類の内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 提案書類 | 備 考 |
| ① 提案書 | ・様式④＋様式⑦～様式⑫  ・要求水準書に基づき、事業者の実施内容を提案すること  ・提出する提案は１案とし、提出後の追加及び変更はしないこと  ・副本には事業者名のわかる記述はしないこと |
| ② 見積書 | ・令和7年度から令和10年度までの金額を見積もること  　※見積書は工事費（設計及び施工監理含）と計測検証費を分けて提出すること  ・税抜・税込の金額を明記すること  ・事業者の様式によること  ・提案書の内容と金額が一致すること  （有効期限は、契約を締結するまでとする） |

（イ）提案書類の提出部数

①提案書 正本１部＋副本７部

②見積書 正本１部＋副本７部

※提案書、見積書について、事業者名等は正本にのみ記載可能とし、写しには事業者名、個人名、住所、ロゴマーク等の応募者が特定できる表示を記載しないでください。

（ウ）提出方法

「１３ 担当部署」に提出日時を連絡し、持参してください。

1. 提案書類の作成要領
   1. 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを　　　　　　　横書きとしてください。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一してください。
   2. 提案書には次の各号に挙げる内容を記載した表紙をつけてください。

　ア 提案書名称

「稲敷市新利根総合運動公園体育館改修ESCO事業業務委託提案書」

イ 提出年月日

　ウ 提案要請番号（記載場所）表紙下部

* 1. 提案書本文の各ページ下部中央には通し番号を入れてください。
  2. 提案書サイズはＡ４判を使用してください。

（オ）提出期限

令和７年８月８日（金） 午後５時まで（厳守）

９　審査

1. 審査委員会

審査を厳正かつ公平に行うため、稲敷市新利根総合運動公園体育館改修ESCO事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、審査を行います。

　(2) １次審査（書類審査）

審査期間　令和７年６月16日（月）～令和７年6月19日（木）

　　結果通知　令和７年６月20日（金）

　ア　応募者資格確認結果通知書により結果を通知する。

　イ　２次審査該当者には日程を通知する。

(3) ２次審査（プレゼンテーション）

* + 1. 提案書についての説明と審査委員会によるヒアリングを行います。

プロジェクター(HDMIケーブル含む)及びスクリーンを除くパソコン等の必要な機器については基本的に事業者で用意することとします。

出席者は、各事業者5名以内とします。

※見積額が予算額を超えている場合は、審査対象から除外します。

　　② プレゼンテーション実施日・審査時間

　　　 期日　令和７年8月22日（金）

プレゼンテーション審査に関する場所・時間等の詳細については、提案書受領後に決定次第書面にて通知します。審査時間については、１応募者当たり35 分（提案20 分、質疑15 分）程度で行います。

ア　以下の選定基準に従い審査し、 得点合計が最も高い者を契約交渉順位第１位の事

　業者とし、次点を契約交渉順位第2位の事業者とします。なお、得点合計が同点の場合は、技術点の総合項目２項の得点合計が大きい提案者を上位とします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | | 視点 | 配点 |
| 技術点 | | |  |  |
|  | 総合 | 事業実績等 | 事業者の事業実績等提案全体のバランス | 40 |
| 市内事業者 | 市内事業者活用、市内経済への貢献度 | 10 |
| 設計 | 使用機器 | 使用する機器の特色  配置についての考え方 | 30 |
| 施工 | 安全性 | 施工時の安全配慮 | 40 |
| 品質 | 施工体制等の考え方 |
| 施工工程 | 施工時期等の考え方 |
| 検証業務 | 効果検証 | 検証方式等の考え方 | 20 |
| 環境 | 省エネ | 地球温暖化対策への貢献度 | 10 |
| 廃棄等 | 既存設備の撤去等計画 |
| 価格の評価 | | （1－見積金額÷提案上限額）×100  ※小数点以下第３位を四捨五入  　10点を上限とする | 10 |
| 本市利益点 | | |  |  |
|  | 省エネ効果 | | 電気料金及び積算根拠の妥当性 | 10 |
| 削減保証額量 | | 本市利益の最大化 | 10 |

イ　提案者が１者であった場合であっても、得点合計が130点以上の提案であった

場合は契約に向けて交渉を行います。

(4) 審査結果の通知

審査を受けたすべての事業者に対して令和７年９月4日（予定）に書面により通知します。

(5) 審査結果の公表

審査結果は稲敷市ホームページで公表します。

１０　提出書類の取り扱い

* 1. 提出された参加表明書及び提案書類は、本件の選考以外、提出者に無断で使用することはありません。
  2. 提出された書類は、返却いたしません。
  3. 提出書類作成のために稲敷市より受領した資料は、稲敷市の許可なく公表、使用することは出来ません。
  4. 採用した提案内容については、必要に応じて概要を公表しますが、その他の提案内容については、原則として公表いたしません。

１１　プロポーザル参加に関する諸注意

（ア）無効となる提出書類

　　提出書類が次の条件の一つに該当する場合には、無効となることがあります。

* + 1. 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
    2. 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないもの。
    3. 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
    4. 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
    5. 虚偽の内容が記載されているもの。
    6. 正本以外の提案書について、提出者を特定できる内容が記載されているもの。
    7. その他、審査委員会が不適格と認めたもの。
    8. 提案辞退届（様式⑬）により提案を辞退した者が提出したもの。

※提案書の提出後に提案を辞退することはできません。なお、提案辞退届（様式⑬）

を提出する場合は「１３ 担当部署」に提出日時を連絡し、持参してください。

（イ）提出書類作成に要した費用、旅費、その他このプロポーザル参加に関し要した費用は、応募者の負担とします。

（ウ）提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類は無効とするとともに、虚偽の記載をした事業者に対して指名停止措置をとることがあります。

（エ）提出期限以降における提出書類の差し替え又は再提出は認められません。また、提出書類に記載した担当者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することは出来ません。

（オ）その他、本実施要領に定めることの他、本事業提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

１２　契約に関する事項

（ア）契約の手順

本市と契約交渉順位第１位の事業者は詳細協議を行い、その結果、双方が合意し

た場合に限り合意した内容で契約を締結します。

（イ）契約の時期

令和７年９月下旬（予定）

（ウ）契約の概要

事業者が遂行すべき工事、省エネルギー効果の検証・保証に関する業務内容や、

支払方法などを定めるものとします。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方

法及び時期等について明記するものとします。

1. 契約締結前に事業の継続が困難となった場合における措置
   1. 本事業提案書と事業計画書の内容が大きく乖離した場合など、契約交渉順位第１位の事業者の責により契約できない場合は、本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとします。
   2. 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者は提案書で提示した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとします。

（オ）契約締結後に事業の継続が困難となった場合における措置

本事業のサービスに係わる契約書において定めるものとします。

１３　担当部署

　　〒３００-０５００

茨城県稲敷市荒沼３番地１

稲敷市教育委員会スポーツ振興課　担当：黒田、石山

電話： ０２９－８９２－８６６１

e-mail：sports@city.inashiki.lg.jp